

休業補償給付金〔基本契約本人のみ〕

(2022年9月26日～2023年5月7日の間に診断された方)

2022年9月26日～2023年5月7日の間に新型コロナウイルス感染症と診断され、医師や保健所等の指示に基づき業務に全く従事ができず休業した日が5日以上継続した場合に、継続して休業した5日目からお支払いします。

※診断日は「検査結果判明日」とします。

検査を実施しない「みなし陽性」の場合には、医師の診断日となります。

※原則、医師等の治療を受けている状況下（初診から終診まで）である期間が対象となります。

※濃厚接触等による待機期間はお支払い対象となりません。

※出勤日（在宅勤務含む）、半休日等はお支払い対象となりません。

※5日以上の継続入院の前に続けて休業した場合（休業日は1日でも構いません。ただし、休業日が2日以上の場合は継続していることが必要です）は休業日の1日目からお支払いします。

給付金請求書類

入院給付金も同時にご請求される場合は、入院給付金の請求書類にあわせて『休業証明書』をご提出ください。

- 給付金請求書 けんこう共済 けんこう共済アシスト
(※加入者向けサイト内「[各種共済書類ダウンロードサイト](#)」に掲載されています)
- 診療状況申告書（新型コロナウイルス感染症用） けんこう共済 けんこう共済アシスト
(※加入者向けサイト内「[各種共済書類ダウンロードサイト](#)」に掲載されています)
- 初診領収書（コピー）／医療機関に受診されていた方
- 新型コロナウイルス感染症に罹患した事実が確認できる書類（コピー） 〔E〕
- 休業証明書 けんこう共済 けんこう共済アシスト
(※加入者向けサイト内「[各種共済書類ダウンロードサイト](#)」に掲載されています)



- ・保健所等から発行される書類の種類や申請方法や発行時期等については、療養指示を受けた先に確認いただくか、お住まいの自治体のホームページ等をご確認ください。
- ・ご提出いただいた書類に必要な情報が確認できない場合には、追加書類のご提出等、別途ご対応をお願いする場合がございます。

〔E〕新型コロナウイルス感染症に罹患した事実が確認できる書類の例

〔新型コロナウイルス感染症に罹患したことが確認できる書類の例〕

- 医療機関等で実施された PCR 検査や抗原検査の結果がわかる書類
- 診療明細書（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む）が記載されたもの）
- 自治体が設置している健康フォローアップセンター、陽性者登録センター等の受付結果（SMS・LINE 等）
- PCR 検査や抗原検査を実施する検査センター（医療機関以外でも可）の検査結果（市販の検査キットは除く）
自主検査（検査キット）のみは対象外となります。